

平成 27 年 1 月 7 日

胎 内 市 財 政 課

工事標識等の取り扱いについて

当市が発注する建設工事における工事標識等の取り扱いについては、工事現場内の安全確保、並びに第三者災害を防止するため、胎内市建設工事執行規程第 45 条の規定により、新潟県土木工事標準仕様書に定める工事標識等設置要領（案）を準用することとなっておりますので、今後は適切な対応をお願いします。